



新型コロナウイルスが5類感染症となりました。外来医療費が自己負担となりましたが、国の定める新型コロナウイルス治療薬の薬剤費は公費負担が9月末まで続きます。実は、コロナ感染は続いています。検査や感染者数の報告が義務付けられなくなったので、実態が分からなくなっています。当院では、発熱外来を継続していますので、熱のある方や体調がおかしい方は、その時間に予約して来院してください。

5回目のワクチンをその月に受けたという70歳の壮年が来院し、その方は「コロナのほしくない。」と言われたましたが、院長が検査を勧めたところ、まさかの陽性でした。他に、かなり陽性の疑いのある方に、検査を勧めましたが、「必要ない。」と言って帰って行きました。感染した場合には、発症から5日間、かつ症状軽快後24時間の外出を控えることが推奨されています。

「ゼロコロナ政策」が終了した中国では、複数回のワクチン接種がされていたにも関わらず、5月末の新規感染者が4千万人と言われ、6月末には6千5百万人と予想されています。2021年の日本の新型コロナウイルス対策費は77兆円だそうです。ワクチンは効果はなかったようですが、このワクチン騒動の裏にどのようなお金が動いたか解明されるのでしょうか。

その挙句に、今回のマイナ保険証です。保険医協会は、これが日本の医療を支えてきた国民皆保険制度を破壊する重大なことであると訴えています。日本医師会や政治家は動いていません。健康保険料も増大する一方ですが、日本の医療を破壊させたのが、コロナワクチンの巨大な経費だったと思われず。どうぞ、反対署名に賛同してください。

聖書には、終末に人々の右の手か額に刻印が打たれ、その刻印がなければ、買うことも売ることでもできなくなると、黙示録13章に預言されています。マイナ保険証がなければ、医療を受けることができなくなるとは、恐ろしいことです。さらに、マイナカードが、運転免許証、キャッシュレスサービス、その他を集約していくと、その情報を管理し、駆使した人々に世界が操られることとなります。映画で見ていた恐ろしいことが、現実の生活に起こりつつあるのです。

統一協会対策に端を発した宗教統制が、寄付行為全般への統制にも関わってきました。平穏な生活が脅かされる時代になってきました。注意深く生きていかなければなりません。

事務長 柏崎久雄

感染症で受診される方へ

発熱やくしゃみ・咳症状のある方、水ぼうそう等伝染性疾患のこどもの方は、入口、待合室・診察室、会計の流れが異なります。また、トイレ後のハンドソープによる手洗いにご協力ください。

★ 入口

正面入口横の中央通路のインターホンを押してください。

★ 待合室・診察室

2階の、第二待合室です。

★ 会計

疾患によっては、廊下会計となる場合があります。

ヨーゼフのキャンペーン

ヌクレオB、イノシトールB3、
ナイアシンTR、
B12・葉酸+B1・6
7月14日(金)までです。

聖書を読む会 6/13(火)13:40~

- * 新型コロナウイルスの感染対策が緩和されましたが、これまで同様、院内に入る前にマスクを付け、入り口に置いてあるアルコール消毒薬で手を十分に殺菌してください。周りの人にご配慮ください。トイレは待合室毎に指定の所をご利用ください。
- * 当院では、体調の悪い方が新型コロナウイルスなどに感染しない為に、5月以降も発熱外来を継続します。午前は10時~11時、午後は14時~15時10分までで、電話予約が必要です。来院時は裏のインターホンでお知らせください。発熱があっても、この予約を守らないで来院された場合、治療をお断りすることもありますので、ご注意ください。通常診察は、この時間も並行しておこないます。
- * 6月2日(金)、16日(金)は院長が院外健診の為、午後の診察は15時からになります。
- * 予約診療を来院による普通診療と並行して受け付けています。ウェブ問診もおこなっています。受診時に記入する問診票を事前入力できます。
- * 病児保育は、他院で受診しても、当院院長の診察を必須条件として利用していただけます。新型コロナウイルスに感染している場合には利用することはできません。

< マイナンバーカードの危険性について >

先月、マイナンバーカードについて説明いたしましたが、その弱点や危険性はお分かりになったと思います。その後、健康保険証機能でも別の人の情報が入っていたり、住民票や印鑑証明を受け取ったら別の人のものだったりしています。ところが、その被害については、政府は「一切の責任を負わない。」とありました。2022年12月28日に、デジタル庁はマイナポータル利用規約を「故意または重過失によるものである場合を除き、デジタル庁は責任を負わない。」となりましたが、無責任の実態は変わりません。

政府は更に、従来の健康保険証を廃止しようとしています。第二次世界大戦前には、国は「国や官吏の行為で個人に損害が生じても、国家は責任を負わない。」という法がありました。今や同じようなものを強引に押し進めようとしています。

そもそも、マイナンバー法は、正式には「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といい、2014年4月23日にできた法律で、翌年の4月1日から施行されています。その名が示す通り、あくまでも「行政手続きのため」であり、国民の利便のためではないのです。それを利便性が良くなると宣伝しているのは、適切ではありません。

1. マイナンバーカードに保険証を紐付ける（マイナ保険証）

A) マイナ保険証の義務化について

医療機関においては、2023年4月からマイナ保険証（健康保険証としての登録を済ませたマイナンバーカード）を利用するためのシステムの導入が、原則義務化されました。また、健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化することなどを盛り込んだ、マイナンバー法改正案が衆参両院で可決しました。

- このマイナ保険証に関しては、医療従事者を中心に反対署名が5月18日現在、約67万人が集まっています。反対する保険医協会の声明の要約は以下の通りです。

① 国民皆保険制度の改悪

我が国は国民皆保険制度により、1枚の保険証さえあれば、いつでも、誰でも、どこでも、安心して必要な医療を受けることができる。保険者はすべての国民（被保険者）に健康保険証を発行し、交付することは公的医療保険制度の大前提となっており、法令上も保険者には被保険者証の発行が義務付けられている。しかし、政府は来年秋からは健康保険証を廃止し、保険者の「発行、交付」義務を国民による「申請主義」へ転換させる制度改悪となっている。これは国民皆保険制度の根幹を大きく揺るがすものであり、国民の多くが安心して必要な医療が受けられない甚大な不利益を被る事態に繋がること必至である。

② 高齢者施設の94%が「利用者・入所者のマイナンバーカードを管理できない」

健康保険証の廃止ありきで、代理交付・申請補助や第三者によるカード管理を進めるとされているが、協力を求められる医療・介護現場には負担と責任が課せられ、人手不足にも拍車がかかる。当会が加盟する保団連で行った高齢者施設への影響調査では、特養など高齢者施設の94%が「利用者・入所者のマイナンバーカードを管理できない」と回答した。このまま健康保険証の廃止が強行されれば、利用者・入所者は医療へのアクセスに困難を抱えることになり現場は大混乱に陥ってしまう。

この反対署名に賛同する方は、全国保険医団体連合会のホームページで署名してください。

<https://hodanren.doc-net.or.jp/hokenshohaiishi/>

B) マイナンバーカードの更新について

- マイナンバーカードの有効期限は、発行から10回目の誕生日まで（18歳未満は発行から5回目の誕生日まで）です。スマホ、パソコン、証明用写真機、郵送などでも更新手続きができます。
- 電子証明書の有効期限は、年齢に関係なく、発行から5回目の誕生日までです。電子証明書は、市区町村の窓口でないと更新手続きができないため、本人または代理人が足を運ぶ必要があります。

C) マイナンバーカードの紛失について

現在の健康保険証を紛失した場合には国民健康保険では窓口で即日交付され、社会保険でも、正規なものが届くまで健康保険被保険者資格証明書が交付されます。

しかし、マイナ保険証を紛失した場合には、再交付申請から再交付まで、1~2か月くらいかかってしまう場合が多いようです。医療機関でマイナ保険証を使えない場合、いったんは医療費の全額を、負担する可能性があります。もちろん後日に手続きすれば還付されますが、例えば緊急手術を受けて医療費が高額になった場合には、当面の資金を準備するのが大変になると思います。

2023年5月からはスマホ（当面はAndroidだけ）で、電子証明書の機能を利用できる制度が始まっていますが、スマホを紛失した際の情報漏洩などが、新たな問題になるかもしれません。

D) マイナンバーカードにあるもう一つの番号

マイナンバーカードには12桁のマイナンバー（個人番号）とは別に、「もう一つの番号」が存在します。実は私たちが「マイナンバーカードを利用する」と言うときに、主に使われているのはこちらの番号です。マイナンバーと同じように個人を特定することができますが、厳しい利用制限はなく、民間企業にも開放されています。

カードの利便性向上のカギとなるその番号を通じて、個人データが本人の知らないところで必要以上に紐づけられる「名寄せ」に使われると、プライバシー侵害につながるおそれがあると指摘する声があります。

2. マイナンバーカードの内容

マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また、様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。交付手数料は、当面の間無料です（本人の責による再発行の場合を除く）。

表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、電子証明書の有効期限の記載欄、セキュリティコード、サインパネル領域（券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載（引越した際の新住所など）、臓器提供意思表示欄、が記載され、個人番号は裏面に記載されます。

マイナンバーカードは、金融機関等本人確認の必要な窓口で本人確認書類として利用できますが、個人番号をコピー・保管できる事業者は、行政機関や雇用主等、法令に規定された者に限定されているため、規定されていない事業者の窓口において、個人番号が記載されているカードの裏面をコピー・保管することはできません。

- マイナンバーカードには、大きく分けて3つの利用箇所があります。

(1) カード券面による利用（個人番号）

表面は金融機関等本人確認の必要な窓口において本人確認書類として、また裏面は個人番号の提示を求められた際に使用できます。

マイナンバー制度導入後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となります。その際、通知カードであれば、運転免許証や旅券等他の本人確認書類が必要となりますが、マイナンバーカードがあれば、一枚で番号確認と本人確認が可能となります。

(2) ICチップの空き領域の利用

マイナンバーカードのICチップには空き領域があります。この領域は、市町村・都道府県等は条例で定めるところ、また国の機関等は総務大臣の定めるところにより、それぞれの独自サービスが可能となります。

- ◇ 市町区村：印鑑登録証、コンビニ交付、証明書自動交付機
- ◇ 都道府県：都道府県立図書館の利用者カード
- ◇ 国の行政機関：国家公務員の身分証明機能（入退館管理）

(3) 電子証明書の利用（署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書）

マイナンバーカードには、ICチップに、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」という、公的個人認証サービスによる2つの電子証明書が標準的に搭載されます（発行手数料は無料です）。

「署名用電子証明書」は、氏名、住所、生年月日、性別の4情報が記載され、e-Taxの確定申告など電子文書を送信する際に使用できます。

「利用者証明用電子証明書」は、マイナポータルやコンビニ交付の利用時等、本人であることを証明する際にその手段として使用できます。

これら2つの電子証明書については、2016年1月から総務大臣が認める民間事業者も使用可能となっています。

※ 「利用者証明用電子証明書」について

政府のオンラインサイト、マイナポータルに入り「診療・薬剤・医療費・健診情報の確認」のタブをクリックし、マイナカードを使ってログインします。利用者証明用電子証明書の暗証番号4ケタが必要です。見られるデータは大別して「医療費情報」と「薬剤情報」と「特定健診情報」の3つです。初めての医療機関でも容易にこれらが確認出来てしまいます。

「医療費情報」；医療費控除の確定申告をする時に、家族分も含め、保険診療についてはいつでもどこで・いくら払ったかが瞬時に分かり、自動的に申告書に転記されます。

「薬剤情報」；服用・使用した薬剤の情報が逐一記載され、ジェネリック医薬品に替えたらいくら節約できるかまで提示されます。

「特定健診情報」；特定健診は40～74歳を対象に毎年1回法律で定められています。体重の増加ぶりから既往症、「お悩み症状」まで記録されています。

※ セキュリティーの安全性の危惧

マイナ保険証についての役所の誤登録が相次いでおり、別人の医療情報が登録されるトラブルが7300件もありました。厚生労働大臣は5月23日に加入者データの総点検の指示を出しました。

マイナンバーカードについても、他人の戸籍証明書や住民票そして印鑑証明書が発行されるトラブルが相次いでおり、これを提供する富士通は5月23日にコンビニ交付システムを停止して点検することになりました。富士通は、多くの自治体にシステムを提供しており、その危うさが危惧されます。5月23日には、公金を受け取る銀行口座とマイナンバーを紐づけるシステムで、別人の口座に登録されることが複数起きていることも判明しました。

これらについて、政府は人為的ミスと報告していますが、それができるなら、意図的ミス（操作・犯罪）も起こりうるようになります。そもそも、4桁の暗証番号で本人確認するなどという安易な方法は、銀行口座の管理でも今どきしていません。

また、今後、登録ミスだけでなく、マイナンバーを管理する情報通信システムに侵入するサイバーテロが起こる可能性が間違いなくあります。このシステムには、先月お伝えしたように、税・所得・銀行口座・年金情報・児童手当・健康情報・世帯情報・その他非常に価値のある情報が豊富にまとめられています。犯罪者にとって、これほど旨味のあるものはありません。

そのような危険な情報通信システムに、国民の医療システムが無理に統合されたのです。マイナ保険証をいくら大事にきちんと保管保持しようとも、システム自体が侵入され、破壊されたらもはや医療が成り立たなくなるのです。

《 診療時間 》

月曜～金曜（午前8時30分～11時30分、午後2時～5時10分）

土曜（午前8時30分～11時30分、午後2時～4時30分）

休診日 木曜、日曜、祝日、年末年始

- ・各種健康保険取扱機関
- ・生活保護指定機関
- ・介護保険取扱機関
- ・特定疾患取扱機関
- ・結核予防法指定機関
- ・自立支援医療機関
- ・身体障害者認定医
- ・各種健康診断
- ・小中台小学校校医
- ・栄養医学(分子整合医学)



(携帯サイトへ)